

2. 菅原東小学校の経営

(1) 教育目標

『夢に向かって たくましく生き抜く 菅原東小の児童の育成』

本校では、枚方市の教育理念「夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方のこども”の育成」を踏まえ、すべての児童の未来への可能性を最大限に引き出す教育を推進している。予測困難な社会（VUCA時代）をたくましく、しなやかに生き抜くために、夢を描き、自ら学び、他者とながりながら課題を解決する力の育成に力を注ぐ。児童一人ひとりが自己の目標に向かって主体的に学び、挑戦し続ける姿勢を育むことで、これからの社会をたくましく歩む人材を育てる。

(2) 基本方針

本校の教育は、学習指導要領に掲げられた「主体的・対話的で深い学び」の実現を基盤とし、枚方市教育委員会「学校園の管理運営に関する指針」に基づき、教職員の指導力や学校全体の組織力向上に努めるとともに、児童の学力向上を着実に推進していく。

併せて、「教職員の業務改善」および「ユニバーサルデザインにあふれた学校づくり」を学校経営の柱とし、児童や保護者、地域から信頼される学校の実現をめざす。ICTの効果的な活用を通じて指導の質を高めるとともに、教職員のICT活用指導力の向上にも継続して取り組む。

教育基本法や日本国憲法などの法令に基づき、すべての子どもが人権を尊重される中で、民主的で平和な社会の形成者としての資質を育むことを目指す。知（確かな学力）・徳（豊かな人間性）・体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育て、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす教育の充実に努める。

このような理念に基づき、以下の3つの視点を重視した学校運営を行う。

○ 共通目的 ～すべては児童のために～

学校におけるすべての活動が「児童の最善の利益」にかなっているかを常に意識し、日々の教育実践に反映させていく。

○ コミュニケーション ～対話を重視した意思疎通～

共通目的の実現に向け、教職員間や保護者・地域との日常的な対話を通じて、信頼関係を築きながら円滑な意思疎通を図る。

○ 協働意欲 ～互いに支え合う関係づくり～

共通の目的を共有し、対話を通じた相互理解を深めながら、教職員が互いに助け合い、連携・協働してよりよい学校づくりを推進する。

(3) 基本的な方向性及び重要課題とその方策

〈学校運営体制について〉

○ 社会や世界の急速な変化を見据えつつ、地域・学校・児童の実態を的確に把握し、それに基づいた教育目標のもと、家庭・地域と協働しながら教育課程を編成する。創意工夫を生かした特色ある教育活動と、カリキュラム・マネジメントの実現を通じて、児童一人ひとりの可能性

を最大限に伸ばす教育を推進する。

○ 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校間の円滑な接続を図るスタートカリキュラム（架け橋プログラム）の充実を図るとともに、中学校との連携を通じて小中一貫した教育の視点から学びの連続性を確保する。

○ 校長の学校運営を支援する体制として、保護者や地域住民等からなる学校運営協議会を設置し、学校・家庭・地域が連携・協働する「地域とともにある学校づくり」に取り組む。子どもたちの健やかな育成を地域全体で支える仕組みを構築する。

○ 学校評価においては、「学校教育自己診断」の結果を踏まえた自己評価を行い、さらに学校関係者評価として、学校評議員や学校運営協議会委員、保護者から意見・提言を受け、PDCAサイクルによる継続的な教育の質の向上を図る。

○ 国の「GIGAスクール構想の実現」を受け、タブレット端末等のICT機器を効果的に活用した授業実践を推進する。児童の「知識スキル」「活用スキル」「プログラミング的思考」「情報モラル」の4つの力を育成し、情報社会に主体的に対応できる力の育成に努める。

○ 教育活動のすべてにおいてユニバーサルデザインの視点を取り入れ、物理的環境（ハード）・指導や支援の在り方（ソフト）の両面から、誰もが安心して学べる学校づくりを本校のスタンダードとして継続的に実践する。

○ 教職員が児童と向き合う時間を最大限に確保するため、業務の見直し・精選に努める。タブレット端末等を活用した情報の共有・整理により、効率的かつ調和のとれた学校運営を推進する。

○ 労働安全衛生法に基づき、教職員の健康保持とメンタルヘルスの向上に努める。長時間勤務の縮減を図り、電話対応時間の設定やノー残業デーの実施、職員室の環境整備、学校支援体制の強化など、快適な職場環境づくりを推進する。

〈学習指導について〉

○ 学力向上委員会や学年会を校内の組織体制に位置づけ、年間指導計画に基づいた学習の進捗状況を適切に把握・共有する。学力向上主担者・教科担任・学年主任を中心とした連携体制を整え、児童の学びの質を高めるために組織的な取り組みを推進する。

○ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業改善を継続的に進める。学習指導要領が示す3つの資質・能力（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性」）の育成をめざし、「Hirakata授業スタンダード」に基づいた共通の観点を取り入れ、授業参観シートや動画活用による相互授業参観・授業研究を実施する。

○ 実生活に関連した課題を児童自身が見出し、その解決に向けて主体的に取り組む「問題解決型学習（PBL）」を重視し、思考力や表現力、協働性を高める学びを展開する。

○ 単元全体を見通し、育成したい資質・能力を明確にしたうえで、内容や時間のまとまりを意識した授業づくりを進める。そのために単元計画の作成や授業デザインの工夫に取り組む。

○ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両立を図り、多様な学び方を保障する。タブレットを活用したドリル・家庭学習・放課後学習等の個別学習と、授業内での協働学習を効果的に組み合わせ、全ての児童の学力向上をめざす。

○「全国学力・学習状況調査」「すくすくウォッチ」「学期末テスト」等の結果を多面的に分析し、学習の成果や課題を的確に捉える。学校全体で改善策を講じながら、指導の質の向上を図る。

○読書活動を通じて児童の言葉の力や想像力を育て、豊かな心の育成を図る。学校図書館の蔵書を充実させ、学校司書・司書教諭・図書担当を中心に年間指導計画を立案し、読書活動の推進と情報活用能力の育成に取り組む。

○英語教育の充実を図り、学級担任が主体となって英語活動を実施するとともに、JTE（英語教育指導助手）との協働による効果的なチーム・ティーチングを展開する。また、英語を母語とする人々との交流など国際理解を深める機会も計画的に設ける。

○「総合的な学習の時間」では、探究的な視点を生かし、自ら課題を見つけ、よりよく解決していく中で、生き方について考える資質・能力の育成をめざす。SDGs、キャリア教育、防災教育、金融教育、デジタル・シティズンシップ等の今日的な課題を、地域や児童の実態に応じて横断的・総合的に取り入れ、特色ある探究的な学習を展開する。

〈道徳教育について〉

○学校教育目標に基づき、「夢に向かってたくましく生き抜く」児童の育成をめざし、道徳教育の基本的方針を全教職員で共有する。道徳教育推進教師を中心に指導体制を整備し、道徳教育全体計画および「特別の教科 道徳」の年間指導計画に基づき、全学年で年間35時間（小1は34時間）以上の授業時数を確保する。学習指導要領に示された各内容項目を、発達段階に応じて系統的に指導する。

○「特別の教科 道徳」では、子どもたち一人ひとりが自分自身の生き方や考え方を深められるよう、多様な教材・題材と指導方法を活用する。特に対話的な学びや価値観の交流を重視し、道徳的価値について考え、内面化を促す授業づくりに取り組む。児童の発達段階や特性を踏まえた授業改善を、組織的・計画的に研究し、実践力の向上を図る。

○学校行事、総合的な学習の時間、体験活動（集団宿泊学習、ボランティア活動、自然体験等）を通して、道徳的価値を実感的に学ぶ機会を重視する。日常の生活指導や学級経営と連動させ、実生活に根ざした道徳教育を展開することで、児童の道徳性を豊かに育てる。

○「特別の教科 道徳」の指導においては、児童が自己を見つめ、他者と向き合い、社会とつながる力を育てることを目指し、道徳的諸価値について考えを深める授業を行う。評価は数値によらず、記述式による個人内評価を基本とし、児童の道徳性に関する成長の様子を丁寧に把握・記録し、児童の自己肯定感や次の学びへの意欲につなげる。

〈人権教育について〉

○枚方市の「人権教育基本方針」を踏まえ、学校教育のあらゆる活動の中に人権教育を正しく位置付ける。人権教育推進担当を中心とした校内体制を整備し、全教職員が共通理解を持ち、組織的かつ継続的に取り組む。

○児童一人ひとりがかけがえのない存在であるということを実感し、自他の違いや多様な価値観を受けとめながら、共に認め合い、尊重し合う態度を育む。人権に関する正しい理解を深め、自尊感情や自己肯定感を育てることで、安心して人と関わり、自立した関係を築く力を養

う。

○ 人権教育推進計画（全体計画・年間指導計画）の作成・見直しにあたっては、児童の実態を的確に把握し、発達段階に応じて系統的に指導が展開されるよう工夫する。日常の学校生活全体を通して、児童が「自分ごと」として人権を捉え、人権感覚を自然に育む教育活動を推進する。

○ 児童虐待やいじめの未然防止、早期発見・早期対応に向け、児童が日頃から気軽に相談できる体制づくりを進める。特に気になる児童に対しては、丁寧な観察と家庭との連携を大切に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど関係機関とも密接に連携しながら、子どもたちの安心・安全な環境の確保に努める。

○ 教職員が一人ひとりの児童の背景や個性を理解し、配慮ある対応を心がけるとともに、児童が安心して学び、自己表現できる教育環境を整える。学級活動や授業、日常生活においても、具体的な場面や体験を通して児童が人権について「考え」「感じ」「行動する」ことができるよう支援する。

〈健康教育について〉

○ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や校内体力テストの結果を分析し、児童の実態に即した【体力向上推進計画】を策定する。計画の策定・実行にあたっては、教育課程内外の活動を有機的に関連づけ、教科横断的に取り組むとともに、家庭・地域と連携した体力づくりの取組を積極的に推進する。

○ ICTを活用して、児童が「自分の健康や体力」について振り返ったり、運動や生活習慣と健康との関係を自ら考えたりする学びの機会を設定し、主体的な健康づくりを支援する。

○ 児童の健康管理においては、学校医・歯科医・薬剤師・主治医・地域の保健医療機関・保護者と連携を密にしながら、学校保健委員会（年1回以上開催）を軸として、児童の健康課題や取組の成果・課題を共有・改善していく体制を整える。特に保健主事が中心となり、児童の発達段階に応じた保健指導を計画的に進める。

○ 食物アレルギー疾患を有する児童については、「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」に基づき、保護者・主治医と緊密に連携する。また、すべての教職員が情報を共有し、個々の児童に応じた対応を確実に行えるよう、校内研修やマニュアルの整備を徹底する。特にアナフィラキシー対応では、エピペンの使用方法や緊急時の対応フローについて毎年研修を実施し、消防・救急機関とも連携体制を構築する。

○ 初発のアレルギー症状にも迅速に対応できるよう、「全児童対象」を前提とした備えを整える。事故を想定した実地訓練（シミュレーション）を含む校内研修を全教職員が受け、緊急時に動ける学校づくりを行う。

○ 万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法（CPR）を実施できるよう、定期的な研修を行う。また、死戦期呼吸などの医学的知識についても理解を深め、迅速かつ確かな初期対応が行えるよう体制を整える。

○ 学校生活における健康管理全般において、特に熱中症予防に配慮する。こまめな水分・塩分

補給、休憩の確保、環境温度のモニタリング（WBGT値の測定）を行い、「熱中症予防運動指針」に基づいた適切な判断のもと、活動の中止・変更・延期を柔軟に行う。万一、熱中症が疑われる際には迅速な処置を徹底する。

〈特別活動・その他の教育活動について〉

- 各学級・学年の実態や児童の発達段階、社会の変化に応じたニーズを踏まえ、創意工夫ある特別活動の充実を図る。教科等（国語・算数・道徳・外国語活動・総合的な学習の時間等）との関連性を重視し、全体の教育計画と一体的に捉えた【全体計画】及び【年間指導計画】を策定し、組織的に実施する。
- 学級活動・児童会活動・クラブ活動・学校行事それぞれにおいて、児童の「自己決定」「自己表現」「参画」を大切にしながら、学級経営や学校運営の一部を担う実感を育み、社会性や協働性を培う場としての意義を高める。
- 儀式的行事（入学式・卒業式・始業式・終業式など）においては、学校教育目標とのつながりを意識し、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、一人ひとりの児童にとって「新たな出発」や「振り返りと自覚の深まり」となるような演出・構成に努める。
- 小学校段階からキャリア教育を体系的に位置づけ、日々の学校生活や教科学習との関連を図りながら、児童の「自分らしい生き方」や「将来の職業観・社会参画意識」の芽生えを支援する。特に、総合的な学習の時間や地域人材・保護者等との連携を通じて、仕事・社会との出会いや実社会との接続を意識した取組を行う。
- ボランティア活動、地域行事への参加、学校運営に関わる活動など、児童が地域社会の一員としての自覚を育む体験を大切に、特別活動を「共に生きる力」の基礎となる教育の場として位置付ける。
- ICTを活用した話し合い活動（意見共有、振り返り記録など）やプレゼンテーション活動を取り入れ、情報活用能力の育成にもつなげる。

〈教職員の服務について〉

- 教職員一人ひとりが公務員としての自覚と使命感をもち、関係法令および「地方公務員法」や「教育公務員特例法」に基づいた服務の厳正な履行に努める。公私の区別を明確にし、教育者としてふさわしい言動・服装・態度を心がけ、社会的信頼に応える高い倫理観を確立する。
- 教職員の不祥事防止に向けては、「事例をもとに自ら考える研修」やケーススタディ等を取り入れ、主体的な学びにつなげる校内研修を定期的実施する。また、年度当初の服務研修や定期的なリマインドを通して、継続的に意識づけを図る。
- 教職員は職務上知り得た情報を適正に取り扱い、守秘義務を厳守する。また、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づき、個人情報保護やICT機器の適正利用、クラウドサービスやSNS等に関する情報モラルを含めた高い情報リテラシーを身につけ、教育活動に活かすとともに、児童・保護者・地域の安心と信頼を確保する。
- ハラスメントの根絶に向け、全教職員がその重大性を認識し、「何気ない言動」が人を傷つけることへの想像力と配慮をもって、良好な人間関係づくりに努める。校内においても互いの人権・立場・多様性を尊重し、チーム学校として協働できる【風通しのよい職場環境】づくり

を推進する。

○ 管理職は、組織としての危機管理意識を高めるとともに、日常的に教職員の働き方・体調・人間関係などに目を配り、早期発見・早期対応ができる【予防型マネジメント】を実践する。

〈研修について〉

○ 初任者や経験の浅い教職員の育成にあたっては、日常的なOJT（On-the-Job Training）を重視し、互いの気づきを共有する「わきあいあいミーティング」を継続的に開催することで、学び合う文化と同僚性を醸成する。また、指導教員や学年主任、教科代表が連携し、計画的に伴走支援を行う体制を整える。

○ 教職経験や専門性に応じた段階的な研修体系を整え、ミドルリーダーとしての資質向上を図る研修機会を確保する。特に、学習指導・生徒指導・ICT活用・教育課題解決などの実践知を蓄積し、校内の育成者として活躍できるような環境づくりに取り組む。

○ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「Hirakata授業スタンダード」に基づいた授業改善を推進する。学力向上担当者を中心に、校内研究のテーマを明確にし、授業参観・授業研究・授業分析を通じて組織的・継続的に取り組む。必要に応じて外部講師や大学との連携により専門性を高める。

○ 学習指導要領に示された育成すべき資質・能力の視点から、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に加え、思考力・判断力・表現力、そして学びに向かう力や人間性の育成につながる指導力の向上を図る。全ての児童の学びを保障するための「ユニバーサルデザインの視点」を踏まえた授業づくり研修も取り入れる。

○ タブレット端末や教育ICTの活用を日常的な学びに組み込み、授業・家庭学習・校務支援などの多様な場面で活用できるよう、校内研修を定期的実施する。ICT支援員等とも連携し、初心者へのサポート体制を整えつつ、個別最適な学びと協働的な学びを両立する実践力を高める。

〈支援教育について〉

○ 校内組織体制を整備し、全ての児童、教職員、保護者、地域に対して支援教育の理解と啓発を進め、インクルーシブ教育システムの理念に基づいた取組を推進する。「ともに学び、ともに育つ」という観点から、集団づくりをさらに充実させ、人権が尊重された教育を実現する。

○ 障がいや理由とする差別の解消に関する法律に基づき、障がいのある児童や保護者の意向を十分に尊重し、合意形成を図りながら、合理的配慮を考慮した支援教育を実施する。

○ 障がいのある幼児・児童・生徒の指導においては、人権教育や生徒指導の観点を反映させ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を適切に運営する。支援学級担任と通常学級担任が連携し、全校的な支援体制のもとで教育活動を推進する。

○ 通常学級には発達障がいや支援を必要とする児童が在籍していることを前提に、すべての教科で個々のニーズに配慮した指導を行い、ユニバーサルデザインを取り入れた授業作りを推進する。障がいのある児童への理解を深め、全校的な支援体制を強化する。

○ 支援学級に在籍または通級指導を受ける児童に対しては、個別の教育支援計画と個別指導計画を作成し、それに基づいた個別の指導を充実させます。

○ 通常学級に在籍する発達障がい等の児童に対しても、個別の教育支援計画を作成・活用し、それに基づいた支援を行います。

○ 通級指導教室での指導・支援は、その趣旨に基づき適切に教育課程を編成し、通級での学びが通常学級で十分に発揮されるように、担任との連携を深め、校内支援体制を充実させます。

〈学校・家庭・地域の連携について〉

○ 小学校においては、保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、コミュニティスクールの取組を通し、学校運営に地域住民や保護者等が参画するように努める。

○ 保・幼・こ・小の連携を充実させ、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努める。

○ まなびポケット、ブログ等を活用し、情報発信に努める。

○ 地域の学校としての役割を果たし、地域人材の協力を得ながら教育活動を推進する。

○ 留守課程児童会や放課後オープンスクエア、てらこやゆうゆうとの連携を強化し、学校、家庭、地域全体で児童を育成する。

〈安全教育・防災教育について〉

○ 安全な学校環境を保持するため、施設や設備等の異常がないかを常日頃から確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。

○ 学校安全計画（生活安全・交通安全・災害安全）に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法や登下校の安全確保等も含め、様々な事態と想定した実践的な防災・防犯訓練等を実施し、常にその改善に努める。

○ 防災計画を必要に応じて見直し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図る。また、危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図る。

○ 児童への防災教育を充実させ、実際の災害シミュレーションや避難訓練等を通じて、自己防衛能力を養う。

○ 校区安全マップを活用し、日常生活における安全について児童の意識を高め、地域との連携を強化する。

〈生徒指導について〉

○ 全教職員が児童との信頼関係を築き、個々の児童の特性を理解した上で指導を行う。個別のニーズに応じた適切な支援を提供するため、定期的な情報共有と協力体制を強化する。

○ 体罰を許さない指導体制を確立し、児童の人格と権利を尊重する教育活動を展開する。さらに、教職員が倫理的な行動を確実に実践するため、定期的に倫理教育やケーススタディを行う。

○ 生徒指導主担者を中心とした体制を構築し、児童・生徒の問題を早期に把握し、迅速に対応できる体制を確立する。学級の問題を学校全体で共有し、全教職員で協力して解決策を講じる。また、学年や部門を越えた情報交換と連携を強化し、全校的な指導体制の一体化を図る。

○ いじめ防止基本方針を徹底し、いじめの認知を積極的に行うために、定期的なアンケート調査や面談を実施する。いじめを受けた児童・生徒の心情に寄り添い、解決に向けて全力で支援

する。いじめが発生した場合は、迅速に事実関係を確認し、対応策を講じ、保護者と連携を取りながら解決を目指す。

○ 暴力行為やその他の問題行動が発生した場合、適切な初期対応と情報収集を速やかに行い、関係機関と連携して解決にあたる。また、問題行動の背景にある要因を分析し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会と連携し、必要な報告を行う。

○ 不登校の未然防止に向け、日常的に児童・生徒の状況を把握し、学級や学校全体の集団づくりを推進する。不登校やその兆しが見られる児童に対しては、家庭訪問やカウンセリングを行い、早期の支援を実施する。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家と連携し、支援体制を強化する。

○ 学習に関するルールや学校生活の基本的なルールを全教職員で統一して指導する。児童・生徒が規律を守り、学習に集中できる環境を整備する。

○ 情報社会におけるモラル教育を充実させ、ネットやSNSの有用性・危険性についての理解を深める。情報の正しい使い方や適切な使用時間を守る力を育成するため、ネットリテラシー教育を積極的に実施する。また、情報モラルに関する研修やワークショップを定期的の実施し、教職員も一緒に学び続ける体制を整える。

令和7年度 菅原東小学校グランドデザイン

学校教育目標

夢に向かって たくましく生き抜く 菅原東小の児童の育成

基本方針

共通目的～全ては児童のために
コミュニケーション～対話を重視した意思疎通
協働意欲～互いに助け合う関係性の構築

「主体的・対話的で深い学び」
の実現に向けた授業改善

課題の解決策を主体的に提案し実
現する問題解決型学習（PBL：
Project Based Learning）を推進

めざす児童像

- ◆ 自ら考え、行動することができる児童
- ◆ 自他を大切にし、共に解決していく児童
- ◆ 心身ともに健康で、挑戦する意欲と強い意志を持った児童

粘り強く、強い意
思を持って目標の
達成に向けて挑戦
（非認知能力）

「ともに学び、とも
に育つ」という観点
からの集団づくり・
人権教育

めざす学校像

- ◆ 明日も行きたくなる学校
- ◆ 全ての児童・教職員が安
心・安全に過ごせる学校
- ◆ 保護者・地域から信頼され
る学校

地域の学校としての役割を果たし、安
心・安全な学校園環境を保持

めざす教職員像

- ◆ 児童に寄り添う教職員
- ◆ 学び続ける教職員
- ◆ 誰からも信頼され協働する
教職員

児童の”Agency”を最大限に引き出す力

教職員が元気な学校は
児童も元気な学校